

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童扶養手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選択の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和5年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法等の規定に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理等を行う。 ・申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルでのお知らせ機能で通知する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①児童扶養手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	総合住民情報(児童扶養手当)システム、統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
PA児童福祉AP.mdb	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番37、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(健康福祉部福祉政策課こども家庭支援室) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課	福祉政策課	事後	機構改革
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 岡本 隆	福祉政策課長 中村 典男	事後	人事異動
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの情報	PowerAssistant児童扶養手当システム	R-stage児童扶養手当システム	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市(健康福祉部福祉政策課児童福祉係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554	事後	
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者	500人以上	500人未満	事後	
平成30年5月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉政策課長 中村 典男	福祉政策課長 大塚 英一	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	玉野市(健康福祉部福祉政策課児童福祉係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554	玉野市(健康福祉部福祉政策課地域・児童福祉係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	玉野市(健康福祉部福祉政策課地域・児童福祉係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554	玉野市(健康福祉部福祉政策課児童福祉係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5554	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当等の規定に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①児童扶養手当の対象者の資格の確認・対象者及び扶養義務者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童扶養手当等の規定に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理等を行う。 ・申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルでのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①児童扶養手当の対象者の資格の確認・対象者及び扶養義務者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	R-stage児童扶養手当システム	総合住民情報(児童扶養手当)システム、統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条7号、別表第二項番57	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	事前	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	